

高岡市議会 3 月定例会提出議案について

1 件数

- ・ 初日提案（3 月 1 日）50 件（予算11件、条例32件、その他 7 件）
- ・ 追加提案（3 月 2 日）8 件（予算 8 件）
- ・ 追加提案（3 月24日）24件（人事24件）

2 議案の概要（予算議案を除く。）

(1) 条例（32 件）

1 高岡市役所分庁舎の設置に関する条例及び高岡市総合行政センター設置条例を廃止する等の条例

「高岡市役所分庁舎の設置に関する条例の廃止」

「高岡市総合行政センター設置条例の廃止」

「高岡市防災行政無線施設条例の一部改正」

【人事課】 【総務課】

(趣旨)

福岡総合行政センターの廃止に伴い、所要の改正を行うもの

(主な内容)

- 1 高岡市役所分庁舎の設置に関する条例の廃止
 - 2 高岡市総合行政センター設置条例の廃止
 - 3 高岡市防災行政無線施設条例の一部改正
福岡庁舎の廃止に伴い「高岡市役所福岡庁舎内」の文言を削除
- ・ 施行期日 令和 3 年 4 月 1 日

2 高岡市役所支所設置条例の一部を改正する条例

【人事課】

(趣旨)

福岡支所の設置に伴い、所要の改正を行うもの

(主な内容)

第 2 条の表に「高岡市役所福岡支所」の項目を追加

- ・ 施行期日 令和 3 年 4 月 1 日

3 高岡市附属機関に関する条例の一部を改正する条例

【人事課】 【産業企画課】

(趣旨)

福岡総合行政センターの廃止及び事業名の変更に伴い、所要の改正を行うもの

(主な内容)

- 1 福岡総合行政センターの廃止に伴う改正
「高岡市福岡総合行政センター指定管理者選定委員会」の削除
 - 2 事業名の変更に伴う改正
高岡市新分野開拓チャレンジ事業推進委員会の名称及び担当事務中
「高岡市新分野開拓チャレンジ事業」→「高岡市未来につなぐチャレンジ事業」
- ・施行期日 令和3年4月1日

4 高岡市副市長定数条例の一部を改正する条例

【総務課】

(趣旨)

副市長の定数を2人から1人に改正するもの。

- ・施行期日 令和3年4月1日

5 高岡市職員定数条例の一部を改正する条例

【人事課】

(趣旨)

消防広域化に伴い、職員定数を改正するもの。

(主な内容)

区 分		令和2年度	令和3年度	差引
議会の事務局の職員		11	11	—
市長の事務 部局の職員	一般職員（下欄に掲げる 職員を除く。）	855	855	—
	高岡市民病院事業会計に 属する職員	499	499	—
上下水道事業管理者の事務部局の職員		82	82	—
監査委員の事務局の職員		5	5	—
農業委員会の職員		5	5	—
教育委員会の事務局の職員		55	55	—

教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員	130	130	—
消防職員	228	<u>287</u>	59
合 計	1,870	<u>1,929</u>	59

・施行期日 令和3年4月1日

6 高岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び高岡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

【人事課】

(趣旨)

仕事と育児の両立を図りやすい就業環境の整備のため、部分休業拡充に伴う改正を行うもの

(主な内容)

1 高岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

- ・「子育て支援部分休暇」の新設

(1) 対象となる子

- ① 満6歳に達する日後の最初の4月1日から満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- ② 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条第1項に規定する障害者又は同条第2項に規定する障害児である子で、満9歳に達する日後の最初の4月1日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの

(2) 取得可能時間

- ・1日につき2時間を超えない範囲内

(3) 子育て支援部分休暇を取得した時間は無給

2 高岡市職員の育児休業等に関する条例の一部改正

- ・育児休業法に基づく部分休業と市の休暇制度の併用に係る規定において、子育て支援部分休暇を追加するもの

・施行期日 令和3年4月1日

7 高岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

【人事課】

(趣旨)

「防疫作業手当」を国に準拠した額に改正するとともに、「医療業務手当（感染症の看護に従事したとき）」を廃止し、制度を統一するもの。また、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の廃止に伴い、所要の改正を行うもの

(主な内容)

- 1 防疫作業手当の見直し
現行 230 円/日 → 改正後 290 円/日
 - 2 医療業務手当（看護師又は准看護師が感染症の患者の看護に従事したとき）の廃止
現行 80 円/日 → 改正後 廃止
 - 3 政令の廃止に伴う引用条項の整理
- ・ 施行期日 1 及び 2 令和 3 年 4 月 1 日
3 公布の日

8 高岡市手数料条例の一部を改正する条例

【建築政策課】 【市民課】

(趣旨)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）等の改正に伴い、所要の改正を行うほか、審査内容の複雑化による審査時間の増加等を踏まえ、建築確認申請手数料等を見直すもの。また、新型コロナウイルス感染症対策及びマイナンバーカードの普及促進のため、多機能端末機での証明書交付に係る手数料を引き下げるもの

(主な内容)

- 1 建築物省エネ法の改正に伴う手数料の新設
 - (1) 建築物省エネ法適合性判定の対象建築物の範囲拡大に伴い、適合性判定及び類似の認定事務に係る手数料に新たな区分を設定
 - (2) 建築物省エネ基準への適合を建築確認の要件とする建築物について完了検査手数料を新設
- 2 建築基準法の改正に伴う手数料の新設
 - ・ 「居住環境向上用途誘導地区」における特例許可の申請の審査にかかる手数料の新設
- 3 建築確認申請等の手数料の改定
 - ・ 建築確認・検査の厳格化や審査内容の複雑化による審査時間が増加していることから、建築確認申請、完了検査、中間検査及び全体計画認定に係る手数料を改定

4 多機能端末機での証明書交付に係る手数料の改定

証明書の種類	現行	改正後
戸籍	450 円	350 円
住民票	300 円	200 円
戸籍の附票	300 円	200 円

- ・ 施行期日 1 (1)、2 及び 4 令和 3 年 4 月 1 日
1 (2)、3 令和 3 年 7 月 1 日

9 高岡市行政財産の使用料に関する条例及び高岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例

【管財契約課】 【保険年金課】

(趣旨)

新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴い、引用条項を整理するもの

- ・ 施行期日 公布の日

10 高岡市公共施設等整備改修基金条例（新規）

【財政課】

(趣旨)

公共施設の整備又は改修に要する資金に充てるため、基金を創設するもの

(主な内容)

積立額、管理、処分等について規定

- ・ 施行期日 公布の日

11 高岡市ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例

【財政課】

(趣旨)

企業版ふるさと納税による寄附を基金に積み立てることができるよう、積立目的を明確化するもの

(主な内容)

- ・ 設置目的の改正
「地域再生法に基づく地域再生計画に記載された高岡市まち・ひと・しごと創生推進事業に充てる」旨を明記

- ・ 施行期日 公布の日

12 高岡市土地開発基金条例を廃止する条例

【管財契約課】

(趣旨)

今後の需要見込みを踏まえ、基金を廃止するもの

- ・ 施行期日 令和3年4月1日

13 高岡市重度心身障害者等医療費助成条例の一部を改正する条例

【社会福祉課】

(趣旨)

平成30年度税制改正に伴い、令和2年分の所得税から給与所得控除・公的年金等控除のうち10万円分が基礎控除へ振り替えになることから、所得制限の判定に用いる合計所得金額の算定方法の見直しを行うもの

(主な内容)

合計所得金額の算定

現 行	改正後
地方税法第292条第1項第13号に定める合計所得金額（その年に発生した各種所得の合計額であり、給与所得・公的年金等に係る雑所得の算出にあたり給与所得控除・公的年金等控除を適用後、かつ基礎控除を含む各種所得控除の適用前の金額）	地方税法第292条第1項第13号に定める合計所得金額（その年に発生した各種所得の合計額であり、給与所得・公的年金等に係る雑所得の算出にあたり給与所得控除・公的年金等控除を適用後、かつ基礎控除を含む各種所得控除の適用前の金額）から10万円を控除した金額

- ・ 施行期日 令和3年4月1日（令和2年以後の年の所得の額の算定から適用）

14 高岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

【保険年金課】

(趣旨)

平成 30 年度税制改正に伴う地方税法施行令の改正により、低所得者に係る保険税の軽減判定所得基準が見直されたことから、所要の改正を行うもの

(主な内容)

保険税の軽減判定所得基準の見直し

軽減割合	軽減判定所得（現行）	軽減判定所得（改正後）
7 割	基礎控除額相当分 33 万円	基礎控除額相当分 <u>43 万円</u> + (給与所得者等の数 - 1) × 10 万円
5 割	基礎控除額相当分 33 万円 + 28.5 万円 × 被保険者数	基礎控除額相当分 <u>43 万円</u> + 28.5 万円 × 被保険者数 + (給与所得者等の数 - 1) × 10 万円
2 割	基礎控除額相当分 33 万円 + 52 万円 × 被保険者数	基礎控除額相当分 <u>43 万円</u> + 52 万円 × 被保険者数 + (給与所得者等の数 - 1) × 10 万円

- ・ 施行期日 公布の日（令和 3 年度分の保険税から適用）

15 高岡市介護保険条例の一部を改正する条例

【高齢介護課】

(趣旨)

第8期介護保険事業計画（令和3年度から令和5年度まで）における第1号被保険者の保険料率の見直しによる保険料の改正等を行うもの。また、被保険者間の負担の公平性確保の観点から、督促手数料を徴収するため規定を整備するもの

(主な内容)

1 保険料（年額）の改定

(現行)

所得段階	保険料 (円)
老齢福祉年金受給者かつ市民税世帯非課税者、生活保護者及び市民税世帯非課税者（合計所得金額80万円以下）	20,600
市民税世帯非課税者（合計所得金額80超～120万円以下）	34,400
市民税世帯非課税者（合計所得金額120万円超）	44,700
市民税本人非課税者（合計所得金額80万円以下）	61,900
市民税本人非課税者（合計所得金額80万円超）	68,700
市民税課税者（合計所得金額120万円未満）	79,000
市民税課税者（合計所得金額120～200万円未満）	85,900
市民税課税者（合計所得金額200～300万円未満）	103,100
市民税課税者（合計所得金額300～400万円未満）	120,300
市民税課税者（合計所得金額400～700万円未満）	123,700
市民税課税者（合計所得金額700万円以上）	127,100

(改正後)

所得段階	保険料 (円)
老齢福祉年金受給者かつ市民税世帯非課税者、生活保護者及び市民税世帯非課税者（合計所得金額80万円以下）	<u>23,400</u>
市民税世帯非課税者（合計所得金額80超～120万円以下）	<u>39,000</u>
市民税世帯非課税者（合計所得金額120万円超）	<u>50,600</u>
市民税本人非課税者（合計所得金額80万円以下）	<u>70,100</u>
市民税本人非課税者（合計所得金額80万円超）	<u>77,900</u>
市民税課税者（合計所得金額120万円未満）	<u>89,600</u>
市民税課税者（合計所得金額120～200万円未満）	<u>97,400</u>
市民税課税者（合計所得金額200～300万円未満）	<u>116,900</u>
市民税課税者（合計所得金額300～400万円未満）	<u>136,300</u>
市民税課税者（合計所得金額400～700万円未満）	<u>140,200</u>
市民税課税者（合計所得金額700万円以上）	<u>144,100</u>

2 平成30年度税制改正に伴い、保険料の段階区分に使用する合計所得金額の算定に関する規定の改正

3 督促手数料の徴収に関する規定の追加

督促状1通につき100円の督促手数料を徴収するもの

- ・ 施行期日 1及び2 令和3年4月1日
- 3 令和4年4月1日

16 高岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例

「高岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部改正」

「高岡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正」

「高岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正」

「高岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部改正」

【高齢介護課】

(趣旨)

国において3年に一度介護報酬の改定と合わせて行われている介護サービスの人員、運営及び設備基準の関係省令の改正に伴い、指定居宅介護支援等、指定介護予防支援等、指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの基準について所要の改正を行うもの。

(主な内容)

1 全事業・サービス共通

- (1) 感染症対策の強化
- (2) 感染症や災害発生時の業務継続に向けた取組の強化
- (3) ハラスメント対策の強化
- (4) 会議や多職種連携における ICT の活用
- (5) 高齢者虐待防止の推進

2 指定居宅介護支援関係

- (1) 管理者要件
 - ・主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合について、主任介護支援専門員を管理者としない取扱いを可能とする規定を追加
- (2) ケアマネジメントの質の向上
 - ・ケアプラン作成時に事業者が利用者に説明を行うべき事項を追加
- (3) 適切なケアマネジメントの推進
 - ・訪問介護が利用サービスの大部分を占める等のケアプランを作成する居宅介護支援事業所に対し、点検・検証する仕組みを導入

3 指定地域密着型サービス、指定地域密着型介護予防サービス関係

- (1) 経営の安定・人材の有効活用
 - ① (介護予防) 認知症対応型共同生活介護の見直し
 - ・ユニット数を1以上3以下に弾力化
 - ・サテライト型事業所の基準の創設

- ② 人員配置基準の緩和
 - ・管理者の他事業所兼務
 - ・夜勤体制の見直し
 - (2) サービスの質の向上
 - ① 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の見直し
 - ・口腔衛生管理の強化
 - ・管理栄養士の配置など栄養ケア・マネジメントの充実
 - ・ユニット型個室的多床室の新規設置禁止
 - ② 認知症対応力の向上
 - ・介護に直接携わる職員のうち医療・福祉関係の資格を有しない者に対して認知症介護基礎研修の受講義務化
 - (3) 災害対応の強化
 - ・避難訓練時における地域住民との連携
- ・ 施行期日 令和3年4月1日 (2(3)のみ令和3年10月1日)

17 高岡市福岡町霊園条例（新規）

附則「福岡町霊園の設置及び管理に関する条例の廃止」

「福岡町霊園整備事業基金条例の一部改正」

【市民生活課】

(趣旨)

これまで暫定施行されてきた「福岡町霊園の設置及び管理に関する条例」を廃止し、本市住民全てが使用できるよう新たに市の条例として制定するもの

(主な内容)

- ・ 名称 高岡市福岡町霊園
 - ・ 位置 高岡市福岡町下向田字畔ヶ谷内 32 番地
高岡市福岡町福岡新 258 番地
 - ・ 使用資格 本市に住所を有する者
 - ・ 上記のほか、使用許可、使用料、管理料、行為の制限・禁止等について規定
- ・ 施行期日 令和3年4月1日

18 高岡市印鑑条例の一部を改正する条例

【市民課】

(趣旨)

新型コロナウイルス感染症対策及びマイナンバーカードの普及促進のため、多機能端末機での印鑑登録証明書交付に係る手数料を引き下げるもの

(主な内容)

多機能端末機での印鑑登録証明書交付に係る手数料の改定

現行 300円 → 改正後 200円

- ・施行期日 令和3年4月1日

19 高岡市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の一部を改正する条例

【共創まちづくり課】

(趣旨)

消費生活相談員の要件の1つである「不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律」附則第3条におけるみなし規定が令和3年3月末に期限を迎えることに伴い、所要の改正を行うもの

(主な内容)

消費生活相談員の要件の見直し

現 行	改正後
消費生活相談員資格試験に合格した者 (不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律附則第3条の規定により合格した者とみなされた者を含む。)	消費生活相談員資格試験に合格した者 <u>又はこれと同等以上の専門的な知識及び技術を有すると市長が認める者</u>

- ・施行期日 令和3年4月1日

20 高岡市農村集落多目的共同利用施設条例を廃止する条例

【農地林務課】

(趣旨)

高岡市農村集落多目的共同利用施設醍醐会館を廃止するもの

- ・施行期日 令和3年4月1日

21 高岡市福岡農業農村活性化農業構造改善施設条例及びとやま・ふくおか家族旅行村条例を廃止する条例

【産業建設課】

(趣旨)

とやま・ふくおか家族旅行村を民間企業へ貸与するにあたり、条例を廃止するもの

- ・ 施行期日 令和3年4月1日

22 高岡市漁村センター条例を廃止する条例

【農業水産課】

(趣旨)

自治会へ譲与するにあたり、条例を廃止するもの

- ・ 施行期日 令和3年4月1日

23 高岡市創業者等支援施設条例の一部を改正する条例

【産業企画課】

(趣旨)

高岡市創業者支援センターの有償による譲渡を進めるため、所要の改正を行うもの

(主な内容)

- ・ 条例名の変更
「高岡市創業者等支援施設条例」 → 「高岡市SOHO事業者支援オフィス条例」
- ・ 高岡市創業者支援センターの施設機能に関連する条項の削除

- ・ 施行期日 令和3年4月1日

(高岡市創業者支援センターの現入居者については、最長で令和6年3月31日まで利用許可期間に関する経過措置を適用)

24 高岡市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例（新規）

【建築政策課】

（趣旨）

国宝や重要文化財等以外の歴史的建築物を保存しつつ、新たな用途としての利活用が図られるよう、用途変更等を行う際の建築基準法の適用が除外される保存建築物について定めるもの

（主な内容）

1 対象となる建築物

- (1)有形文化財 (2)景観重要建造物 (3)歴史的風致形成建造物 (4)県指定文化財
(5)市指定文化財 (6)伝統的建造物 (7)その他市長が認めるもの

2 保存建築物の要件

- ・保存のための措置等について定めた保存活用計画を策定し、市の登録を受けること
- ・保存活用計画の内容に従って当該保存建築物の保存及び活用を図ること

3 その他

- ・保存活用計画の内容に違反する行為等に対する罰則を規定

- ・施行期日 令和3年4月1日

25 高岡市民会館条例を廃止する条例

【文化創造課】

（趣旨）

高岡市民会館を廃止するもの

- ・施行期日 令和3年4月1日

26 高岡市二上まなび交流館条例を廃止する条例

【生涯学習・文化財課】

（趣旨）

高岡市二上まなび交流館を廃止するもの

- ・施行期日 令和3年4月1日

27 高岡市五位山交流館条例の一部を改正する条例

【福岡教育行政センター】

(趣旨)

教育委員会所管の五位山交流館を市長部局に移管するため、所要の改正を行うもの

(主な内容)

施設の移管に伴う語句の整理

「教育委員会」→「市長」、「教育委員会規則」→「規則」

- ・ 施行期日 令和3年4月1日

28 高岡市体育施設条例の一部を改正する条例

【福岡教育行政センター】

(趣旨)

高岡市営福岡プールを福岡小学校のプールにするため、所要の改正を行うもの

(主な内容)

高岡市営福岡プールに関する規定の削除

- ・ 施行期日 令和3年4月1日

29 高岡市消防本部及び消防署の設置等に関する条例及び高岡市消防長及び消防署長の資格を定める条例の一部を改正する条例

【消防本部総務課】

(趣旨)

氷見市の消防事務の受託に伴い、所要の改正を行うもの

(主な内容)

- 1 高岡市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正
氷見消防署の追加
- 2 高岡市消防長及び消防署長の資格を定める条例の一部改正
氷見市からの派遣職員に対する経過措置を追加

- ・ 施行期日 令和3年4月1日

30 高岡市火災予防条例の一部を改正する条例

【消防本部予防課】

(趣旨)

氷見市の消防事務の受託及び国の省令改正等に伴い、所要の改正を行うもの

(主な内容)

- 1 氷見市の消防事務の受託に伴う改正
氷見市火災予防条例の規定によりなされた処分、手続等についての経過措置を規定
- 2 急速充電設備の基準の改正
 - (1) 全出力上限の拡大 (50kw 以下→200kw 以下)
 - (2) 位置、構造及び管理に関する基準の改正
 - (3) 消防署長への設置の届出を要する設備に追加
- 3 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物又は指定可燃物のタンクの水張又は水圧検査の手数料の金額改定

・施行期日 令和3年4月1日

31 高岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

【上下水道局総務課】

(趣旨)

育児との両立を図りやすい就業環境の整備のため、子育て支援のための部分休業拡充に伴う改正等を行うもの

(主な内容)

- 1 子育て支援部分休暇の新設に伴う改正
給与の減額対象となる休暇に子育て支援部分休暇を追加するもの
- 2 退職年金及び退職一時金に関する規定の削除
支給対象者が存在しないことから削除するもの

・施行期日 1 令和3年4月1日
2 公布の日

32 福岡町まちづくり条例を廃止する条例

【福岡まちづくり推進室】

(趣旨)

条例の趣旨である福岡地区の市街地整備の目途が立ったことから、暫定施行されてきた当該条例を廃止するもの

- ・ 施行期日 令和3年4月1日

(2) その他(7件)

1 工事請負契約の変更について

(下伏間江福田線立体交差整備その3工事)

【道路整備課】

(趣旨)

土質が当初想定と異なり仮設等に係る費用が増加したことに伴い、契約金額を変更するもの

(主な内容)

- ・ 契約金額 「135,300,000円」 → 「167,845,700円」

2 財産の譲与について

(建物)

【農業水産課】

(趣旨)

漁村センターの建物を自治会へ譲与するもの

(主な内容)

- ・ 譲与する財産 建物
所在 高岡市伏木国分字八幡577番地
構造 鉄骨造2階建
延床面積 332.60平方メートル
- ・ 譲与の相手方 高岡市伏木国分一丁目5番9号
国分自治会

3 財産の無償貸付について

(建物及び土地)

【産業建設課】

(趣旨)

中山間地域の振興及び観光事業の用に供するため、とやま・ふくおか家族旅行村を民間企業へ無償で貸し付けるもの

(主な内容)

- ・貸し付ける財産

建物

施設名	所在	構造	延床面積(m ²)
ロッジ山ぼうし	高岡市福岡町五位字中野口 57番地2外	鉄筋コンクリート造2階建	1,672.63
スポーツ管理棟		鉄骨造平屋建	370.57
雑庫		鉄骨造平屋建	30.95
ピクニカル広場管理棟		木造平屋建	159.82
薬草園内プレハブ小屋		鉄骨造平屋建	19.44
ケビン		木造2階建	170.83
森の学び舎		木造平屋建	171.00
計			2,595.24

土地 所在 高岡市福岡町五位字中野口 57 番地 2 外

面積 145,975.00平方メートル

- ・貸し付けの相手方 石川県金沢市堀川町 23 番 23 号

北陸ミサワホーム株式会社

4・5 指定管理者の指定について(2施設)

(趣旨)

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、指定管理者を指定するため、議会の議決を経るもの

(主な内容)

No	施設名	団体名	指定期間
①	高岡市木楽館	土屋自治会	R3.4.1~R4.3.31
②	高岡市ふくおか総合文化センター (アリーナ、フィットネスジム除く)	特定非営利活動法人遊・U クラブ	R3.4.1~R5.3.31

6 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

【都市経営課】

(趣旨)

福岡町小野及び五位地域における公共的施設の総合整備計画について、公営バス（花尾線）の車両更新等の追加に伴い事業費を変更するもの

7 農業委員会委員の過半数を認定農業者等又はこれらに準ずる者とするについて

【農業委員会事務局】

(趣旨)

公募により委員を選定したところ、認定農業者等が過半数に達しないことから、認定農業者等に準ずる者を含め過半数を占めることとするについて、議会の同意を求めるもの

※ 最終日追加提案（24件）

・ 人事案件（24件）

1 農業委員会の委員の任命について同意を求める件（19件）

現在の農業委員会の委員の任期が令和3年4月30日で満了することに伴うもの

2 人権擁護委員の推薦について意見を求める件

廣瀬 哲丈氏（5期）の任期が令和3年6月30日で満了することに伴うもの

3 人権擁護委員の推薦について意見を求める件

岡西 法英氏（4期）の任期が令和3年6月30日で満了することに伴うもの

4 人権擁護委員の推薦について意見を求める件

尾崎 かをる氏（3期）の任期が令和3年6月30日で満了することに伴うもの

5 人権擁護委員の推薦について意見を求める件

磯原 正浩氏（1期）の任期が令和3年6月30日で満了することに伴うもの

6 人権擁護委員の推薦について意見を求める件

山崎 京子氏（1期）の任期が令和3年6月30日で満了することに伴うもの